

# DMN-WG 三澤リーダーインタビュー



著作権・ソフト委員会  
ソフト規格部会  
DMNワーキンググループ  
リーダー 三澤洋一

Q 1 : DMN WG発足の経緯と「DMN」の由来についてお聞かせ下さい。

A 1 : MIDIデータ(ファイル)を製作、頒布する際の主な目的は、楽音の再生です。例えば、ある企業がJASARCの管理楽曲を「楽曲データ集」としてFDやCD-ROMに固定し販売する際は、その企業はJASARCに録音物としての使用申請をし、録音物の使用料を支払って許諾を得ています。

ところが、MIDIデータはその再生環境によっては視覚的効果、例えば譜面の表示を伴うことも可能となります。このような場合、JASARCから「録音」以外の権利行使をされるケースも目立ってきていますが、その行使の基準が不明確なままであるのが現状です。

ご参考までに申し上げますと、録音物については『視覚的表示を伴う音楽ソフト』の規程が、ネットでの配信については「第12節インタラクティブ配信」で使用料の規程があるものの、その適用基準がまだ曖昧なんです。

この「譜面表示」機能を、MIDIをはじめとする「デジタルによる音楽演奏データの記述 (Digital Music Notation=DMN)」としてくり、その著作権的な課題の検討と問題の解決が必要ではないかと考え、著作権・ソフト委員会を構成するソフト規格部会に付属するWGとして設立を提案しました。

「DMN」より「デジタル楽譜」と称した方が一般的には判りやすいと思うのですが、JASARC使用料規程(第4節出版等および第12節インタラクティブ配信)で採用されている「楽譜」と等価かどうかのレベルから考えたいという思いから、敢えてWG名には「DMN」を採用しました。

Q 2 : このWGで取り上げられるテーマについてお聞かせ下さい。

A 2 : 簡単に言うと、紙で出版される以外のデジタル的な方法で、譜面等の音楽情報を頒布する場合の権利処理、使用料のあり方を考えます。頒布手段は録音メディア、インタラクティブ配信の両方を対象にします。

現在は既存のサービスにおいて問題が発生している事例をリーディングケースとして取り上げ、その解決案をWGメンバーで検討しています。たとえば、

1) 再生環境の想定をMIDIデータの頒布者がどのように行うか。

- 2) 紙で出版される「楽譜」との線引きをすべきか、どうすれば可能か。
  - 3) 音楽演奏(再生)と同時に表示されるか否かで使用料区分をすべきか。
  - 4) プリンタによる印刷が可能か否かで使用料区分をすべきか。
  - 5) 外国曲の使用許諾を簡単に得るためにはどうすればよいか。
- などについて、議論を進めています。

Q 3 : WGのメンバー構成を教えてください。

A 3 : 現状で直面する課題を抱えているのは主に電子楽器メーカーですが、この他にも将来に備え同じ問題意識を持つシーケンスソフトメーカー、音楽コンテンツ配信会社、携帯電話キャリア・端末機メーカーなど計13社がメンバーです。

2003年9月11日に発足し、これまで3回のミーティングを行いました。まだスタートしたばかりのWGですので、ご興味のある会員企業様は今からでも是非ご参加ください。  
(お問い合わせはAMEI事務局まで)

Q 4 : これからの課題をお聞かせ下さい。

A 4 : DMNの著作権を考えると時の問題の本質を明らかにするとともに、現下のサービスを問題なく進められるようにその対応策も並行して立案しなければなりません。まだ問題の共有の段階ですが、できるだけ早く権利者側への問題提起、具体的な使用の提案、要求等をまとめ、前向きな協議を開始したいと思います。

先ほどJASARCを例にいろいろ申し上げましたが、他の権利管理団体とも同じように調整を進めて行くことになると思います。

また、その過程において、既に円滑に進んでいる他のビジネスにおいて許諾ルールや使用料等が変化するような影響を及ぼさないよう、十分に注意する必要があると認識しています。今後議論を進める中で、現状のソフト規格部会の範囲を越えるテーマが出てきた場合はその対応を改めて考えたいと思っています。

現時点でのDMN関連のビジネス規模は、通信カラオケや着信メロディなどの事業分野とは比較すべくもない程度のものですが、MIDIの特長を活かせる領域でもあり、将来登場するであろう新しいビジネスモデルにも柔軟に対応できるよう、今からその考え方をまとめておきたいと思っています。

更に、海外に頒布する際の対応に備え、国外での同種問題の取り上げられ方、対応などについての情報収集も行う必要があると考えています。

～お忙しいところ、どうもありがとうございました。～